

令和 年度インターンシップ実習生の取扱いに関する協定書

第1 趣旨

都城市（以下「甲」という。）と （以下「乙」という。）と
は、乙からの要請によりインターンシップ実習生（以下「実習生」という。）を受け入れるに当たって、実習生の取扱い等について次のとおり協定する。

第2 実習生の受入れ

甲は、学生に職業意識の向上のため就業体験する機会を提供するとともに、学生の行政に対する理解を深めることを目的として、乙から実習生を受け入れるものとする。

第3 実習生等

実習生、実習期間及び実習部署は別紙のとおりとする。

第4 実習時間

実習生の実習時間については、甲の職員の勤務時間の例による。

第5 報酬等の不支給

甲は、実習生に対して、報酬、居住地から実習場所までの交通費、食費その他一切の手当を支給しない。

第6 実習中の事故責任

- （1）乙及び実習生は、実習中の事故に備え、傷害保険及び賠償責任保険に加入し、実習中の事故に際しては、自らの責任において対応しなければならない。
- （2）乙及び実習生は、実習生が故意又は過失をもって甲又は第三者に対して損害を与えた場合は、これらに対して連帯して責任を負わなければならない。

第7 服務

- （1）実習生は、配置された実習部署の指導者の指示に従わなければならない。
- （2）実習生は、甲の信用を傷つけ甲の不名誉となるような行為をしてはならない。
- （3）実習生は、実習中に知り得た秘密を漏らしてはならない。実習終了後も同様とする。
- （4）実習生が、故意又は過失により前3号の規定に反する行為をした場合、甲は直ちに受入れを打ち切ることができる。

第8 実習証明

甲は、乙から求められたときは、学生実習生の実習内容等について、証明を行うものとする。

第9 その他

この協定書に定めのない事項、その他この協定書の実施に関し必要な事項については、甲、乙協議の上決定するものとする。

この協定を締結した証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 都 城 市
都城市長 池 田 宜 永

乙 大学等の所在地
大学等の名称
学長名 印